

法人会ニエス 2006 5 江東 ひがし



<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>

浮世絵

江戸名所百人美女
東本願寺

三代歌川豊国
歌川国久画

【歌川国久】
作画期は享和年間〜文化（1801〜1810迄）。
三代歌川豊国門人。豊国風と晩年の

歌麿風を折衷した趣の肉筆美人画に優れ、作品数も多い。女流絵師との説もある。代表作は「洗い髪美人画」。



第 389 回



社会貢献活動

「まちをきれいに」の実施

6月24日(土)に決定

第389回理事会が法人会館で開催され、審議事項が次のとおり承認可決された。

審議可決事項

(1)平成18年度暫定予算案

新年度開始日から新年度予算が5月の通常総会で承認されるまでの期間の収入支出を、本年度に準じて予算執行が可能とする措置。

(2)平成18年度東法連会員増強

功労者表彰受彰者の申請
表彰人員枠5名を会員増強

(3)社会貢献活動

「まちをきれいに」の実施
①第1予定日 6月24日(土)
②第2予定日 6月25日(日)
実施地区 西大島地区 実施時間 午前9時30分〜
※小雨決行

第40回通常総会

- 日時 5月25日(木)
午後2時30分〜午後7時
- 場所 アンフェリシオン
(旧東京平安閣)
- 次第
 - ①第40回通常総会
(午後2時30分〜午後3時50分)
 - ②講演会(午後4時〜午後5時30分)
演題：どうなる日本の政治
—政治・経済 ここがポイント—
講師：読売新聞編集委員
橋本五郎氏
 - ③懇談会
(午後5時40分〜午後7時)
- 参加費 無料



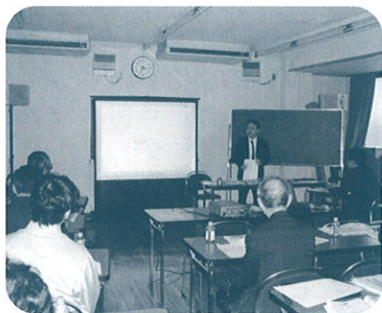
(講師の橋本五郎氏)

e-Taxについて

税務研究部会研修会

税務研究部会研修会が、2月23日(木)に開催された。研修に先立ち窪田部会長、安中税制委員長、中村税制担当副会長、佐野法人会長及び大久保法人課税第1部門統括官から、挨拶があった。

挨拶に続き、法人課税第1部門の野村審理上席から「e-Taxについて」と題した研修が始まった。



① e-Tax の利用の流れについて、申告・申請等手続では、利用者として税務署又は e-Tax 受付システムの間で、納税手続では金融機関を通じて利用者として e-Tax 受付システムとの間で行われる。

② 個人情報などのセキュリティについては、利用者が安心して申告等の手続を行えるよう、盗聴、データの改ざんや成りすましなどに対して万全を期している。

③ 開始届出手続では、書面による提出の他に、国税庁 e-Tax のホームページからインターネット経由で届出ができるようになる。

④ 申告・納税等を行う際に、各自自治体で取得する公的認証サービスや登記所で取得する商業登記に基礎を置く電子認証制度に基づく電子証明書が必要である。

⑤ e-LTAX (地方税ポータルシステム) が全国の市区町村までに拡大すれば、地方税の申告等が、一回で手続が済むようになる。

最後に、国税庁の e-Tax のHPを開き、開始の届出が実際に簡単になったことを説明し研修を終了した。



テレビ番組

▼偶然出会った「矢沢永吉ワールド」を深夜にもかかわらず

わらず最後まで見てしまった。
▼35億円の不慮の負債を彼は7年で完済、失敗にへこたれないをモットーに、出前ロックに励み見事目的を果たした。そのエネルギーが果敢な行動が56歳の現在も人気を持続する由縁だろうか。

▼武道館のコンサートに集う男達が、永ちゃんタオルを投げエールを送り続けた。汗まみれの胸をあらわに熱唱する中年男に共感する男達の生きざまを垣間見た気がした。

▼人は一度ならずも足払いさされると、その度にへたりこむが、おれは何故か怒りで奮いたたされると言った。これは気力をすべてとする彼流の人生哲学だろうか。

▼願わくば、彼の気力に新時代のビジネスモデルを操る知力がプラスされた実践哲学と、真の時代の寵児の出現を望みたい。

(山)

確定申告にご協力ありがとうございました



江東東税務署長

尾崎 敏 紀

新緑の候、社団法人江東東法人会会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

税務行政につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成17年分所得税・贈与税の確定申告が3月15日、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告が3月31日をもって、無事終了することができました。

これもひとえに会員の皆様方のご支援の賜と、心より厚く御礼申し上げます。

この期間中、佐野会長をはじめ役員の皆様方には確定申告書の早期提出にご協力いただき、また、青年部会の役員

の皆様方には、広報車で確定申告書の「早期提出」と「自書申告」を管内の納税者に呼びかけていただきました。会社業務の大変お忙しい中、誠にありがとうございました。

私も税務行政に携わる者と致しましては、納税者の皆様から、より一層の信頼が得られますよう、「適正・公平な課税の実現」に全力をあげて取り組んで参りますので、今後ともより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。

『パート・アルバイトの源泉徴収』

源泉部会 研修会

3月研修会が24日(金)、法人会館で開催された。研修テーマは「パート・アルバイトの源泉徴収」で、講師は林法人課税第2部門統括官である。

毎の支払い。②日額表・毎日、週毎、日割で支払うケースで、日雇賃金が丙欄適用になる。

まずは、誤りやすい典型事例を(1)パートタイマー(時間給で、毎月一回払い)から徴収する税額の計算(但し雇用契約の期間は定めていない)

(4)丙欄適用での注意①日雇いであっても、労働した日以外での支払いでも良い。②日雇いであり、給与の支払者から継続して給与の支払いを受けているなら、

- ・雇用契約期間が定められていない場合は、日額表の丙欄適用はできない。
- ・月額表を適用する。



(イ)2ヶ月以内の期間での支払いへは適用できない。・但し、あらかじめ定められた雇用契約が必要。(ロ)2ヶ月を超えた部分への支払いは、月額表を適用。

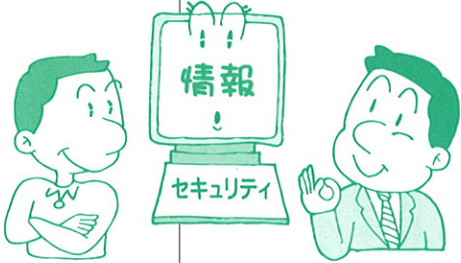
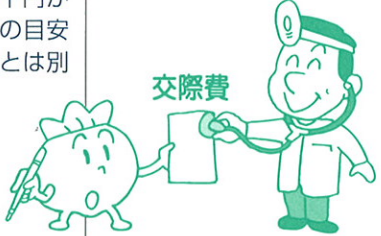
18もの設例を通じて研修した主なポイントは以下の通り。(2)給与所得者の扶養控除等申告書を提出していると甲欄提出がないと乙欄若しくは丙欄を適用。(3)給与の支払い別での適用①月額表・月毎、半月毎、10日毎、月の整数倍

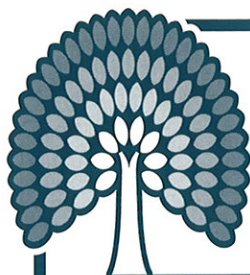
丙欄適用は日雇い労働者だけでなく、非正規労働者の増加とともに多くなっている。その様々なケースで税額表の適用がどうなるかが理解できた研修であった。

平成18年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験のお知らせ

人事院・国税庁では、下記のとおり「平成18年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験」を行います。ご興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

- ◇受験資格 昭和61年4月2日から平成元年4月1日生まれのもの
- ◇試験種目 第1次試験：教養試験、適正試験、作文試験 第2次試験：人物試験、身体試験
- ◇申込書交付期間 5月8日(月)～6月27日(火)
- ◇申込書受付期間 6月20日(火)～6月27日(火)
- ◇試験日 第1次試験 9月3日(日)
- 第2次試験 10月12日(木)～10月19日(木)のうち指定する日
- ◇最終合格者発表日 11月9日(木)
- ◇お問い合わせ先 江東東税務署・総務課 (☎03-3685-6311)

税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
●中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長	資本金1億円以下の中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入が可能	左記の特例について2年間延長適用。ただし、損金算入の上限を300万円（現行は上限無）に引き下げ	この規定は平成18年4月1日から平成20年3月31日までの措置
●産業競争力のための情報基盤強化税制の創設		<p>情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化するための税制上の措置（税額控除10%または特別償却50%の選択適用）</p> <p>（対象投資の内容）</p> <p>①OS（※）およびこれと同時に設置されたサーバー</p> <p>②データベース管理ソフトウェア（※）およびこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア</p> <p>③ファイアーウォール（※）</p>	（※）ISO/IEC15408に基づいて評価・認証されたもの
●交際費の損金算入の特例の延長および課税の範囲の明確化	資本金1億円以下に限り認められている損金算入特例がある （損金算入限度額計算式） 定額控除額（400万円）×90%	<p>左記の特例が2年間延長されるとともに交際費の課税上の範囲の明確化を計る措置が講じられることになった。</p> <p>具体的には</p> <p>「実務上、一人当たり3千円が交際費と会議費等の区分の目安とされていたが、交際費とは別に一人当たり5千円以下の飲食費（役職員間の飲食費を除く）について損金算入を認めることを明確化する。」</p>	<p>特例延長と課税範囲の明確化が実現することにより、販売促進の手段が限られている中小企業の事業活動の円滑化を図る措置</p> 
<p>〈相続税制〉</p> <p>●事業承継の円滑化に資する税制の整備</p>	<p>物納不適格財産の基準が不明確、手続きに長期間を要す等の問題があった</p> <p>（取引相場のない株式の物納不適當要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡に関して定款に制限がある場合 ・売却できる見込みがない場合 	<p>物納不適格財産の基準が法令で限定・明確化・手続きの迅速化等が図られる</p> <p>（取引相場のない株式の物納不適當要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令で限定的に規定（取引相場のない株式に特有のものとしては譲渡制限株式のみ） 	許可基準の緩和等の手続きの改善により自社株式の物納が増加し、中小企業の事業承継の円滑化に資するための措置
<p>〈土地・住宅税制〉</p> <p>●登録免許税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地売買による所有権の移転登記 20/1000 ・土地所有権の信託の登記 4/1000 	<p>同 左 10/1000</p> <p>同 左 2/1000</p>	この規定は平成18年4月1日から平成20年3月31日までの措置



平成18年度 税制改正

税制はこう変わる

平成18年3月27日、平成18年度
税制改正が成立しました。
主な改正内容は、次のとおりです。



税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
<所得税> ●税率構造	10%、20%、30%、37% の4段階による課税 (個人住民税については、5%、 10%、13%の3段階による 課税)	5%、10%、20%、23%、33 %、40%の6段階による課税 (個人住民税については10%の 1段階による課税)	平成19年分以後の所得税に ついて適用
●定率減税	所得税額の10%相当額(限度 額12.5万円)を所得税額から 控除 (個人住民税は所得割額の 7.5%を控除。限度額2万円)	廃 止	所得税については平成18年 分、個人住民税については平 成18年度分をもって廃止
<法人税> ●同族会社の留保金 課税	(1)対象法人 同族関係者3グループで株 式等50%超保有 (2)留保控除(以下のうち最も 多い額) ①所得基準:所得等×35% ②定額基準:1500万円 ③積立金基準:資本金×25% -利益積立金 (3)不適用措置 ①設立後10年以内の中小企業 ②中小企業新事業活動促進法 の経営革新計画承認企業 ③自己資本比率50%以下の中 小企業	(1)対象法人 同族関係者1グループで株式等 50%超保有 (2)留保控除(以下のうち最も 多い額) ①所得基準・所得等×50% (大企業は所得等×40%) ②定額基準:2000万円 ③積立金基準(同左) ④自己資本比率基準:自己資 本比率30%到達までの額(中 小企業のみ) (3)不適用措置 ①中小企業新事業活動促進法の 経営革新計画承認企業	課税対象の限定、留保控除の 引き上げにより中小企業にと って不可欠な内部留保の充実 を支援する措置
●役員給与の損金算 入のあり方の見直 し	(1)定時定額要件 一月以内の期間を単位とし て定期的に同一の額を支給 する役員給与を損金算入 (2)実質一人会社の社長報酬 の損金算入 オーナー社長報酬につき、 法人段階で損金算入、個人 段階で給与所得控除が利用 可能	(1)定時定額要件の緩和 あらかじめの定めに基づいて 確定額を支給する役員給与を 損金算入 (2)実質一人会社(※)の役員 報酬の損金不算入 オーナー社長報酬につき、給 与所得控除分を法人段階で損 金不算入	(※)同族関係者で株式の90 %以上を保有し、常務に従事 する役員の過半を占める会社 (※)適用除外 ①所得(課税所得とオーナー 社長報酬の合計額)が 800万円以下の場合 ②所得3000万円以下で、社 長報酬の占める比率が1/ 2以下の場合

新会員の紹介 (平成17年9月～平成18年3月分)

支 部	法 人 名	所 在 地	業 種	電 話
亀戸第1支部	PFU東都(株)	亀戸1-5-7	コンピューターの保守サービス	5627-8418
	(株)エルトップ	亀戸1-8-8三井生命ビル2F	洋服生地・裏地製造卸	5836-5200
	ヤバネススポーツ(株)	亀戸1-8-8三井生命亀戸ビル3・4F	スポーツ用品卸業	6812-7777
	(有)龍興産	亀戸1-33-5	飲食店	3636-6090
	(株)江戸川コイル加工センター	亀戸1-42-14-705	鉄鋼業	3684-5080
	(株)エヌディピー	亀戸1-43-1中村鐵鋼所内	金属製品の販売	0297-83-2122
亀戸第2支部	(株)ナビック	亀戸2-3-17	印刷業	5627-6381
	(有)TSA企画	亀戸2-31-7MGビル302	化粧品加工・ディスプレイ業	5836-6701
	(有)エイド・サポート	亀戸2-41-5-101	医療・介護	5628-2661
亀戸西3支部	(有)ソフィアネットワーク	亀戸3-27-9	ソフトウェア業	5609-1813
亀戸第4支部	(有)サンキョークリーンサービス	亀戸4-26-3	害虫害獣駆除業	5626-6418
	(株)ワーク・ドリーム	亀戸4-35-16栗田ビル2F	物流一般	3682-8581
亀戸第5支部	日通隅田川運輸(株)	亀戸5-6-20	貨物運送業	3684-5321
	(有)テラー高岸	亀戸5-18-17	縫製業	3682-2314
	(有)田口企画	亀戸5-26-8	レストランバー	3683-2301
	(有)新田硝子工芸所	亀戸5-28-6	硝子加工	3682-8612
	(株)フェニックス	亀戸5-30-3-306	化成品加工販売	5626-3817
亀戸西6支部	(有)テクノスター	亀戸6-11-4-201	電気工事業	5626-2533
	(有)シナリーシャリティ	亀戸6-58-10エフワイビル2F	化粧品販売	3684-5094
亀戸東6支部	(株)エフネット	亀戸6-54-5小川ビル	保険代理店	3682-8734
大島第2支部	(株)コミネコミュニケーションズ	大島2-9-25	印刷業	3685-2700
	(有)こん平	大島2-38-9	飲食店	3684-2727
大島第3支部	(有)ルセント	大島3-1-16	保険代理店	5858-5600
大島第4支部	(有)大久保硝子工芸	大島5-2-6	江戸切子	3638-1698
大島第5支部	(有)麦屋商店	大島6-1-5-103	酒類販売業	3685-8681
	(株)フォーラル	大島6-9-11	調剤薬局	3681-9876
	(有)くうかい	大島6-30-16	らーめん店	3681-4377
大島第6支部	(有)坂田建具	大島7-33-10	建具製造販売	3685-4543
大島第7支部	(有)サンエス	大島8-12-25	観光土産卸	3685-5660
	(株)七彩工房	大島8-12-25	広告写真撮影	5609-7731
	(株)山田登商店	大島8-26-21	木材卸業	5627-8558
北砂第1支部	(有)三和エスティ	北砂2-13-1	不動産取引業	5632-5667
北砂第2支部	(有)竜美工業	北砂3-25-11	建設業・鉄骨工事	5634-8820
	(有)登喜和屋	北砂3-30-10	化粧品販売	3644-7761
北砂第3支部	(有)グリーンサークル北砂店	北砂4-4-14	コンビニエンス	3644-1564
	(有)グリタ	北砂4-19-32	機械設備装置業	3644-7271
	(有)呉服の竹井	北砂4-24-7	呉服婦人服	3646-7508
	(有)仁泉堂	北砂4-24-15	不動産管理・鍼灸院経営	5606-0189
	(有)沖繩物産	北砂4-26-4	物品販売業	3646-6150
	(有)シマダコーポレーション	北砂4-29-16	タバコ店	3645-0801
東砂第1支部	(株)中里	東砂4-4-15	自動車販売・修理	5678-1718
東砂第3支部	(有)須貝建装	東砂7-6-11	建具工事業	3640-7998

第18回社会貢献活動『まちをきれいに』西大島周辺にて

日時 6月24日(土) 午前9時30分より

集合 江東区総合区民センター前に

場所 西大島地区(小雨決行)

集合してください。

ユニフォーム、清掃用具等用意してありますので、活動しやすい服装でお越しください。中止の場合は6月25日(日)に順延になります。

みんなで築こう明るい未来



従業員の退職金準備に

特定退職金共済制度

制度の 特色

- 事業主が毎月一定の掛金を口座振替で払込み、退職金の支給は事業主にかわって当共済会が行うものです。(いわば「確定拠出型」の退職金制度です。)
- 毎月の掛金は税法上、全額損金算入または必要経費として処理できます。
- 掛金は1口1,000円から30口30,000円まで任意(従業員1人当り月額)。

■制度の内容

- 東京都所在の事業所であれば中小企業に限らず、その従業員を加入させることができます(ただし、年齢14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下に限ります)。なお、掛金の払込みは満75歳までとします。
- この制度に加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。ただし、事業主自身、役員(使用人兼務役員を除く)、事業主と生計を一にする親族は加入できません。
- 中小企業退職金共済制度や適格退職年金との重複加入も認められています。

お問い合わせ・資料請求は

■退職年金による給付金の受け取り

退職給付金を年金(支給期間:5年もしくは10年)として受け取ることもできます。(掛金払込み期間10年、年金月額2万円をともに超えている従業員にのみ適用)

■過去勤務期間通算のおすすめ

この制度に加入する以前の勤務期間を、10年を限度としてさかのぼることができます。(新規加入事業所のみ適用)

※ご加入に際しては所定のパンフレットを必ずごらんください。

委託保険会社 大同生命保険株式会社

〈東京都知事認可〉

財団法人 **東法連特定退職金共済会** 法人会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館

TEL. (03)3357-1641(代) FAX. (03)3357-1642

看板広告募集

当会では、広く会員企業から広告を募集しています。

広告は、当会会館のJR総武線に面した①2階と3階の壁面を合体した部分、もしくは②3階壁面から屋上スペースまで延びたスペースで、このスペースに会員企業の看板広告を掲出するものです。

広告スペースは、前記①の場合は縦5m×横3m、②の場合は縦1・5m×横7mとなっています。

広告料金は①及び②ともに一年未満の契約は月5万円、一年以上は月3万円です。看板広告制作費は広告主負担となります。

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。電話(3684)2303



江東東法人会館

都税だより

金融機関のATMやインターネットバンキング等を利用して、都税が納付できます



※ペイジーマークの表示された納付書に限りです。

○ご利用できる金融機関

みずほ銀行・三井住友銀行
りそな銀行・埼玉りそな銀行
千葉銀行・東和銀行
京葉銀行・郵便局
※ペイジーマークのあるATMに限りです。

○その他の方法

インターネットバンキング
モバイルバンキング
テレホンバンキング

※この方法で納付した場合は、領収証書は発行されませんのでご注意ください。
車検用の納税証明書は、後日郵送します。

〒江東都税事務所

(3637) 7121

行事予定

5月

9日(火)	新設法人説明会 内容 新設法人のための会社の税金 講師 江東東税務署審理担当官	午後1時30分	江東東税務署1階 会議室
17日(水)	北砂第1・第2・第3・第4支部合同研修会 内容 税務調査から学ぶ 講師 江東東税務署審理担当官	午後6時	砂町文化センター
19日(金)	源泉部会第32回通常総会	午後4時	アンフェリシオン
25日(木)	第40回通常総会	午後2時30分	アンフェリシオン

6月

3日(土) ~4日(日)	女性部会一泊研修会	午前8時 (バス出発)	秋保温泉 「ニュー水戸屋」
5日(月)	決算法人説明会 内容 会社の決算・申告の実務 講師 江東東税務署審理担当官	午後1時30分	江東東税務署1階 会議室
6日(火) ~9日(金)	パソコン教室	午前10時	法人会館
16日(金)	税務研究部会研修会	午後2時	法人会館
24日(土)	第18回社会貢献活動「まちをきれいに」(小雨決行) ※第2予定日 翌25日(日) 時間、場所は同じ	午前9時30分	大島地区

7月

4日(火)	決算法人説明会 内容 会社の決算・申告の実務 講師 江東東税務署審理担当官	午後1時30分	江東東税務署1階 会議室
26日(水)	源泉部会研修会	午後3時	法人会館

◎役員会・委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。